

国立大学法人大分大学理工学部門教員人事企画会議細則

平成28年12月28日制定
平成28年細則第40号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学理工学部門教員選考規程（平成29年規程第1号）第4条の規定により、理工学部門の教員の選考に関する事項等を審議し、及び実施するために設置する国立大学法人大分大学理工学部門教員人事企画会議（以下「教員人事企画会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 教員人事企画会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、及び実施する。

- (1) 教員の教育研究業績の審査及び選考その他教員の身分に関する事項
- (2) 教員の教育研究組織における配置に関する事項
- (3) その他理工学部門長が必要と認める事項

(構成)

第3条 教員人事企画会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理工学部門長
- (2) プログラム長
- (3) 研究クラスターから選出された教授 各1人

2 前項第3号の委員は、理工学部門長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 教員人事企画会議に議長を置き、理工学部門長をもって充てる。

2 委員長は、教員人事企画会議を招集する。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 教員人事企画会議の会議は、委員全員の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 教員人事企画会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(会議の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより教員人事企画会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の教員人事企画会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第9条 教員人事企画会議が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

(理工学部門人事会議の承認)

第10条 教員人事企画会議で議決された事項は、国立大学法人大分大学理工学部門人事会議の承認を受けるものとする。

(人事小委員会)

第11条 教員人事企画会議に、教員任用の公募を実施するため、人事小委員会を置く。

2 人事小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(任用の手続)

第12条 教員の任用の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、教員人事企画会議の運営に関し必要な事項は、理工学部門長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年工学部門細則第2号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年理工学部門細則第1号)

この細則は、令和5年5月10日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学理工学部門人事連絡協議会議細則は、同年4月1日から適用する。